

宮城県特別職報酬等審議会の開催概要

- 1 日 時 令和7年1月30日（木）16時00分から17時05分まで
- 2 場 所 行政庁舎 4階 特別会議室
- 3 出席者
委員）石川雄康委員、小山かほる委員、佐藤裕一委員、鈴木隆委員、鈴木玲子委員、高嶋啓佑委員、高橋慎委員、山本俊二委員、吉永一行委員
事務局）総務部長、総務部副部長、人事課長ほか
- 4 事 項
 - 1) 会長選任 委員の互選により佐藤委員が会長に選任
 - 2) 議 事 会議を公開で実施することについて確認

①改定の考え方及び引上げの可否について

知事・副知事・議長・副議長・議員の給料（報酬）の額について、職員の改定状況、民間の情勢、他県の状況等を踏まえ、引上げを行う状況にあることを確認

②改定の幅について

改定額について、類似団体との均衡を考慮し、改定率を2.29%（1万円未満は四捨五入）とし、令和7年4月1日を施行期日とすること

■答申額

職	改定後の月額	改定額
知 事	1,340,000 円	+30,000 円
副知事	1,040,000 円	+20,000 円
議 長	1,040,000 円	+20,000 円
副議長	930,000 円	+20,000 円
議 員	860,000 円	+20,000 円

<主な意見>

- ・ 民間の賃上げ、社会経済情勢やこれまでの改定の判断基準に照らし、引上げの状況と考える。
- ・ 現在の月額が長期間据え置かれていることや、最近の消費者物価指数の増加率等を踏まえれば、一定の上げ幅で引き上げていくべき。
- ・ 長く給与減額をしていたことを踏まえると、一定程度引き上げるのは仕方がないのではないか。
- ・ 考慮すべき事項は様々あるが、一番は県民に納得いただけるかが大事である。
- ・ 上げ幅に関する事務局の説明内容に合理性があり賛成。上げ幅として妥当。
- ・ 類似団体との均衡を図ることが妥当であれば、一定程度の納得性はある。
- ・ 改定額が長期間据え置かれることがないように、適切な時期に審議会を開催すべき。